

横濱タウン新聞サポーター規約

第1条（基本定義）

1. 当団体は、横濱タウン新聞サポータークラブ（以下「クラブ」）と称します。
2. 当会員は、横濱タウン新聞サポーター（以下「サポーター」）と称します。
3. クラブ運営は、横濱タウン新聞合同会社内に設けるサポーター事務局（以下「事務局」）が行います。

第2条（入会）

1. 本規約におけるサポーターとは、入会金をご入金頂き、事務局が承認した者をいいます。
2. サポーターは、横濱タウン新聞の活動、運営に理解・協力して頂ける方とします。会費は横濱タウン新聞の紙面製作、運営、イベント開催費、その他関連する経費に使われます。サポーターへのサービス提供をメインとしていません。
3. 入会希望者は、以下のいずれかの方法で入会申込をします。事務局は、入会希望者が入金していない場合、事務局が当該入会希望者の入会が適当ではないと判断した場合を除き、入会を承認します。

◆お振込み

- ・ 指定口座に入金

◆サポーター会費は以下の通りとします。

- ・ 個人 1口 年間3,000円
- ・ 法人 1口 年間30,000円

※口数に上限はありません。※期間途中の入会であっても、毎年4月を更新月とします。

第3条（資格と有効期限）

1. 横濱タウン新聞主催のイベントを優先的にサポーターへお知らせします。案内は電子メール、その他SNS、電話、郵送等を使用します。また、一部イベントの割引適用がございます。
2. サポーターの更新月は、入会月に関わらず毎年4月となり、有効期限満了月に事務局はサポーターへ更新手続きの案内をします。

第4条（退会）

1. サポーターは、随時クラブを退会することができます。退会と同時にその諸権利は失われものとします。クラブを途中退会される場合は、事務局に電話・FAX・メールのいずれかでお知らせください。また、事務局から指定された期限内に更新手続きがおこなわれなかった場合、サポーター資格は失効となります。
一度、ご入金頂いた会費は期間途中の退会、その他の理由であっても、返金はできません。
2. 事務局は、クラブ及びサービスの利用に関し、サポーターが本規約違反、または会員不適格と判断した場合は事前通知することなく、退会の処分をする場合があります。

第5条（義務と禁止行為）

1. 住所、氏名、電話番号等のサポーター登録時の項目に変更が生じた場合には、事務局に連絡ください。届け出ずに、郵便物等が配達できなかった場合は、事務局では一切の責任を負いません。
2. サポーターは、許可なくクラブ内や横濱タウン新聞主催のイベント、講座の場で、商行為、それに準ずる行為及び政治、宗教等の勧誘行為を行ってはなりません。
3. サポーターは、クラブ及び横濱タウン新聞に対して、不利益を生じる一切の行為を行ってはなりません。

第6条（その他規定事項）

1. クラブ入会時に登録したサポーター個人情報、横濱タウン新聞が主催するサービスの提供などに利用します。収集した個人情報は、以上を利用目的とし、法令に基づく場合を除き、第三者（事務局が業務を委託するもの及びその再委託を除く）に開示されることはありません。
2. 本規約は、事務局がこれを定め、随時変更することができることとし、サポーターはこれをあらかじめ承諾するものとします。
3. 本規約およびクラブのサービスに関する変更等については、横濱タウン新聞のHP上に更新した時点から、その効力を生じるものとします。
4. 事務局は、クラブ及び関連サービスの理由により発生したサポーターの損害一切に対して、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

作成日：2023年10月8日

<お問合せ>

横濱タウン新聞 サポーター事務局

〒235-0041 横浜市磯子区栗木2-14-17

T E L : 045-831-5211（代表）※横濱タウン新聞内

F A X : 045-353-5502 Mail : ask@town-np.jp